

穿刺検査の見直しについて

穿刺による検査を行う場合に適用する種別については、対象とする部位に応じて「穿刺検査」、「筋肉内注射」及び「脊髄腔内注射」が設定されており、検査のための処置である穿刺が第5注射料にも位置付けられていることから、第4検査料の種別「穿刺検査」に統合し、以下のとおり見直す。

- 1 体表の血腫、膿瘍等の穿刺並びに採取材料の肉眼的性状の確認及び蛋白量、細胞数等の一般検査を表すものとして定義し、基本点数を設定する。
- 2 穿刺部位による穿刺の難度を踏まえ、以下の増点規定を設定する。
 - (1) 穿刺部位が後頭下、腰椎又は尾椎の場合、増点する。
 - (2) 穿刺部位が骨髓、リンパ節、滑液嚢、胸腔又は腹腔等の場合、増点する。